

2012年1月31日（火）配信在クリチバ日本国総領事館メールマガジン 157号

●日・ブラジル社会保障協定（「社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定」）に関わる説明会のお知らせ

今般、2012年3月1日に、日・ブラジル社会保障協定（「社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定」、2010年7月29日署名）が発効することを受け、在クリチバ日本国総領事館は、パラナ日伯商工会議所、出稼ぎ者ブラジル協会（ABD:Associacao Brasileira de Dekasseguis）、クリチバ日伯文化援護協会及びパラナ日伯文化連合会と共催し、下記の日程にて同協定に関する説明会を実施することになりましたので、以下ご案内致します。

1. 日時：2012年2月13日（月）午前9時受付開始、9時30分講演会開始（約2時間を予定）
2. 場所：パラナ日伯商工会議所
Rua Comendador Franco, 871, Jardim Botânico, Curitiba, Paraná;
TEL:(41) 3362-3663
FAX:(41) 3363-4382
3. 参加料：無料
4. 説明者：厚生労働省、日本年金機構及びINS S
5. その他：日・ポ通訳有り
6. 連絡先：在クリチバ日本国総領事館
Rua Marechal Deodoro, 630 - 18o andar, Curitiba, Paraná;
TEL : (41) 3322-4919
FAX : (41) 3222-0499

●クリチバ治安情報（当館至近における活動家による抗議運動の発生）

1. 1月17日付当地「ガゼッタ・ド・ポーヴォ」紙は、当館から至近のサントス・アンドラデ公園（徒歩1分）にて、複数名の活動家がテントを張り抗議運動を行っている旨報じていますので、概要以下のとおり報告致します。

（1）1月13日、米ニューヨークにて発生した「ウォール街を占拠せよ（Occupy Wall Street）」抗議運動がクリチバにも上陸した。現在、「クリチバを占拠せよ（Ocupa Curitiba）」の8名が、パラナ連邦大学所在のサントス・アンドラデ公園内においてテントを張り各種の抗議活動を行っている。

（2）同活動家の一人であるフェリペ・サルガドは、「我々は、資本主義及び一般市民に悪影響のある過激な利益追求を行う経済活動に対し抗議する」旨述べた。更に、社会的環境インパクトの高い事業反対（パラ州のペロモンテ水力発電案件）及び反ファシズムを訴えつつ、各種偏見（女性、黒人及び同性愛者）に対する抗議も含まれているとしている。

（3）「クリチバを占有せよ」抗議運動活動家による暴力事件の発生

1月17日、同未成年活動家（17歳少女）が青年（軍服着用の模様）に暴行を加えたとして、同青年の母親がクリチバ市市民警察第1管轄署に対し被害届を提出したため、同活動家は、幼児青少年署にて身柄を拘束されている。なお、同市警察は、本件占拠運動グループを捜査するも凶器及び武器は所持していなかったとしている。

また、本件活動家の一人は、「同未成年活動家の暴力的行動に問題があった。本抗

議運動は、平和的な活動である。今後、同未成年活動家の活動参加は認められない旨述べた。同活動家によると、行政命令が下されなければ占拠地を退去しないとし、更に、「公的施設を破損しない」、「薬物を使用しない」、「暴力及び猥褻行為を行わない」等、種々違法活動は行わないとしている。

(4) 市警察対応状況

市警察側は、「24時間に亘りサントス・アンドラデ公園内に設置されたカメラにて本件活動を監視中。現時点では、平穏な活動振りなので退去命令はしない。仮に、道路交通妨害及び公共施設破損等の行動に至った場合は対抗措置を講じる」旨述べた。

2. 1月30日、当館館員が同活動関係者より事情を聴取しましたので、先方発言振りを次の通り報告致します。

(1) 現況

現時点における活動家数は、穏健的である市民の気質も手伝い、最大30名(18歳から30歳までの男女学生等)であり極めて少数である。テントは11張り設置している。本活動団体には代表者が存在しない。各活動家により具体的な主張内容に違いがあるが、全体的に民主主義、無政党主義及び暴力反対を訴えている。本活動サイトは www.ocupacuritiba.tumblr.com で視聴可。クリチバ市内では、同公園のみで活動している。新聞に掲載された未成年活動家は、既に釈放され時々立ち寄るのみであり、行動を共にしていない。

(2) 今後の活動

活動開始から2週間が経ち、活動家数が僅少でもあるので、本月末、今後の運動継続の可否につき協議することとなろう。

●国際機関邦人職員人事(2012年度JPO派遣候補者選考試験・募集要綱)

1 外務省では、国際機関での勤務を志望する若手邦人を対象に、我が方が派遣に係る経費を負担し、一定期間(原則2年間)各国際機関で職員として勤務に上、国際機関における正規職員となるために必要な知識・経験を積む機会を提供する目的で、JPO派遣制度を実施しています。

主要な国際機関の専門職以上の邦人職員数は、この10年(2001年~2011年)で約1.6倍(485人から765人)ですが、このうち、上記JPO派遣制度で派遣され、その後国際機関の職員となったJPO経験者数は約2倍(164人から334人)に増加し、また、2011年1月現在では、例えば、UNHCR, UNICEF, WFP, UNDPの専門職以上の邦人職員の、それぞれ、88%(58人中51人)、74%(69人中51人)、64%(39人中25人)、62%(73人中45人)をJPO経験者が占めており、JPO派遣制度は、国際機関における邦人職員増強のための重要な手段と認識しています。

2 今般、2012年度のJPO派遣候補者選考試験を下記4の概要にて実施し、3月1日(月)から募集を開始することとし、国際機関人事センターのホームページに募集要綱他関連資料を掲載しました(<http://www.mofa-irc.go.jp/>)。

3 応募用紙の御提出にあたっては、直接外務本省(国際機関人事センター)宛に郵送などにより送付するよう御願ひ致します。なお、応募用紙の提出締め切りは、5月18日(金)(17:00必着)としており、右日時までに当センターに到着したもののみを審査対象として受け付けることとしています。

4 2012年度（平成24年度）募集要綱の概要は次のとおり。

(1) 応募資格

ア 年齢：2012年4月1日現在35歳以下の者

イ 経歴：外務省として派遣可能な国際機関に関連する分野における大学院修士課程を修了し、当該分野に関連する職種において2012年3月1日時点で2年以上の職務経験を有すること

ウ 語学：英語で職務遂行が可能であること

エ 将来にわたり国際機関で働く意志を有すること

オ 日本国籍を有すること

(2) 選考方法

ア 第1次審査（書面審査）

応募資格要件に合致し、さらに国際機関において求められる人材であるか否かを、予め書面によって審査する。

イ 第2次審査（面接審査及び英語の筆記試験）

東京において実施する。

(3) 募集期間 2012年3月1日（木）～2012年5月18日（金）（17：00必着）

(4) 派遣開始時期

最終結果発表から2013年3月31日まで